

CLTの普及に向けた新ロードマップの作成について

内閣官房

1. 概要

「CLTの普及に向けた新たなロードマップ」（H29年1月CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議決定）の期間が令和2年度までとなっていることを踏まえ、令和3～7年度における更なる普及に向けた関連施策等のあるべき姿をとりまとめた新ロードマップを今年度中に作成する。

2. 新ロードマップの検討の進め方

- ・CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議幹事会において原案をとりまとめた上で、CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議で策定する。
- ・川上から川下までの幅広い関係者の今後推進すべき施策等に関する意見を丁寧に把握し、その内容を十分に踏まえて原案を策定する。
- ・具体的には、幹事会に、関係地方自治体や関係団体にオブザーバー参加を依頼するとともに、有識者やその他の関係団体に対するヒアリング調査も実施し、幅広い関係者の意見を反映させていくこととする。

○第1回幹事会（11月12日）

- ・現状の分析、施策の推進状況の報告（関係省庁）
- ・今後推進すべき施策等に関するプレゼンテーション①（オブザーバー）

○第2回幹事会（12月中旬予定）

- ・今後推進すべき施策等に関するプレゼンテーション②（オブザーバー）
- ・有識者等へのヒアリング調査の報告等
- ・新ロードマップの盛り込むべき項目に係る議論

○第3回幹事会（1月中下旬予定）

- ・新ロードマップ（案）のとりまとめ

○第11回CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議（2～3月予定）

- ・新ロードマップの策定